

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで
② 昭和50年8月から52年9月まで

国民年金加入手続については全く覚えていないが、自身で手続をしたはずである。当時はアルバイトや音楽活動をしていたが、社会保険事務所(当時)からの連絡又は通知で国民年金を知ったと思う。

少ないアルバイト料やバンドの給料で、毎月、当該月分の保険料と併せて、過去の未納期間分の保険料を納付書により納付し続け、完納した時にはほっとした思いが強く残っている。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年2月に払い出されており、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人は国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられる。

また、申立人が上記国民年金被保険者資格取得手続を行ったとみられる昭和54年2月ごろを基準とすると、52年1月以降の保険料は時効前であったことから過年度納付を行うことが可能であったところ、申立人は、当時、現年度保険料と重複して過去の未納期間の保険料を分割して納付していたことをうかがわせる主張をしている。

さらに、申立人は、上記国民年金被保険者資格取得手続時において現年度であった昭和53年度以降の国民年金加入期間において、平成19年11月から20年3月までの5か月を除き国民年金保険料の未納は無い上、数次にわたる厚生年金保険と国民年金との切替手続及び住民票異動時の国民年金の住所変更手

続も適切に行っていることなどから、国民年金被保険者資格取得手続後の申立人の年金に対する関心や保険料の納付に対する意識は高かったことがうかがわれ、納付書が送付されれば確実に保険料を納付するものと思われることから、上記国民年金被保険者資格取得手続後、発行されたとみられる同手続時点で時効前であった昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までに係る納付書により、52 年 9 月までの保険料を納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立人は、上記国民年金被保険者資格取得手続を行ったとみられる時期に実施されていた第 3 回特例納付(昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施。)を利用すれば、同手続により国民年金被保険者資格取得時期とされた 49 年 6 月以降の過年度保険料(申立期間は平成 19 年 12 月の記録訂正により、当初の資格取得日が昭和 49 年 7 月に変更されるとともに、それまで未統合であった同年 10 月から 50 年 7 月までの厚生年金保険被保険者期間が追加されたことにより確定したもの)をすべて納付することも可能であったが、特例納付は、同納付を行うとの被保険者の申出に基づき納付書が発行されるものであるところ、特例納付について区役所等と相談した記憶が無いとしているなど、自身の意思で積極的に特例納付の利用について申出を行ったこととはうかがえないほか、申立人は特例納付を利用しなくても将来の年金受給権の確保は可能であったことから、申立人に対しては、上記のとおり、国民年金被保険者資格取得手続時点において時効前であった 52 年 1 月以降の過年度保険料について納付書が発行されるに至ったとは考えられるものの、申立人が特例納付を行ったとまでは推認し難い。

加えて、申立人が上記国民年金被保険者資格取得手続を行ったとみられる時期において既に時効に到達していた申立期間①及び②のうち、昭和 51 年 12 月以前の保険料について納付したことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかにこれら期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は両親を早くに亡くしたので、将来のことを考えて昭和35年に国民年金の加入手続をした。40年に結婚してからは妻が保険料を納めていた。

私の年金記録を見ると、昭和41年4月から納付済みになっているが、それ以前は未納とされている。国民年金制度発足当初から保険料を納めているのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は将来のことを考え、国民年金制度発足前の昭和35年ごろ、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは同年11月ごろであり、これは申立人の主張とも一致しており、申立期間後の昭和41年度以降60歳到達までの長期間において国民年金保険料の未納は無い上、数次にわたり保険料の前納も行っているなど、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人が記憶する申立期間の保険料月額100円は、当時の実際の保険料月額と一致しているほか、集金人に納付し、受け取った印紙を国民年金手帳に貼付^{ちようふ}していたとする保険料の納付方法に係る記憶も、申立人が当時居住していたA市における保険料の納付方法ともおおむね一致している。

さらに、申立人は、婚姻前は自身で、婚姻後は妻が保険料を納付していたとしているところ、婚姻前においては、自身が仕事で不在の時は、隣人（女性）に保険料を預けて納付していたと具体的に述べており、申立期間当時、当該隣人と思われる人物が申立人宅の近所に居住していたことが当時の住宅地図で

確認できたことから、その主張にも信ぴょう性がうかがわれる。

加えて、婚姻後の期間についても、妻は昭和 41 年度以降、申立人の保険料を未納無く納付していたことが確認できることからみて、申立人と婚姻した 40 年度の保険料のみ未納とするとも考え難く、妻が同年度の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から44年3月まで
② 昭和44年9月から47年3月まで
③ 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和50年に区役所で国民年金加入手続を行った時、国民年金保険料の未納期間が2期間あり、これら期間についてさかのぼって納めることができると言われて納めた。

申立期間の保険料を納付したことが分かる物は無いが、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年3月であることから、このころに加入手続が行われたとみられ、この時点を基準とすると、申立期間③の保険料は過年度納付することが可能であった。

また、申立人は申立期間③以前の昭和47年度の保険料を昭和50年3月に過年度納付するとともに、49年度以降の保険料も納付していることが確認できることから、前後の期間を納付しながら、申立期間③のみ納付していないのは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、加入手続が行われたとみられる時点で、既に時効が成立しており、保険料を納付することはできなかった。

また、当時は第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）であったが、特例納付を区役所で行うことはできず、申立人は納付したとする保険料額等の記憶も明確ではないことから、特例納付を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続時に未納期間が2期間あると言われたとしているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成15年4月7日に厚生年金保険被保険者期間3期間(昭和37年3月から38年5月までの期間、39年12月から43年11月までの期間及び44年4月から同年8月までの期間)が統合されていることから、加入手続を行ったとみられる50年3月ごろの時点においては、国民年金被保険者資格を取得した38年*月(20歳到達時点)から49年3月までの期間はすべて未納期間とされており、2期間ではなかったものと考えられる。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで
会社退職後、昭和48年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私の国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてくるようになり、私が同市役所B支所や自宅近くの金融機関で保険料を納付した。納付を証明するものは無いが、加入手続を行った以降、きちんと保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無く、昭和57年度から平成21年度までの大半は前納している上、平成5年4月から国民年金基金に加入していることから、申立人の国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺の任意加入者の資格取得日の状況から、昭和50年7月ごろにA市で払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続に際して、さかのぼって資格取得日を48年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、当該期間の過年度保険料の納付書が送付されたものと推認できる。

さらに、申立人は、送付されてきた納付書により自宅近くの金融機関で保険料を納付したとしていることから、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった申立人が送付された納付書により遡及納付可能な申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、会社退職後の昭和46年1月か2月ごろ、A町役場で国民年金の加入手続をした。加入後の保険料は、母親が同居していた姉（三女）の分と一緒に母親が死亡（54年*月）するまで納付してくれていた。姉については、国民年金制度発足当初の36年4月から母親が死亡するまでの間、母親が保険料を納付し、保険料の未納は無いことから、私の保険料も決して未納にするようなことはなかったはずである。申立期間について姉は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人及びその姉（三女）の国民年金加入後から母親が死亡する昭和54年*月までの期間の納付記録を見ると、申立人については、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、姉も36年4月から保険料の未納は無い上、申立人及びその姉共に昭和47年度から54年度まで前納しており、申立人及びその姉の保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年8月10日に払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたとみられ、この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

加えて、申立人と同居していた姉は、申立期間は納付済みとされており、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった母親が申立人の申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月

私が所持している年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」が昭和63年6月21日と記載されている。会社から退職時の手続について説明され、そのとおり手続して保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の国民年金の資格取得は昭和63年7月13日の第3号被保険者の記録が最初であり、申立期間について資格（第1号被保険者）を取得した記録は無い。しかし、申立人が所持する年金手帳では、国民年金の「初めて被保険者となった日」は同年6月21日と記載されているほか、「国民年金の記録」欄には、被保険者となった日は同日で、その種別は「強」と記載されている。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日も昭和63年6月21日とされている。

以上のことから、申立人が国民年金の加入手続を行った際には、申立期間について、第1号被保険者として資格取得していたことは明らかであり、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がみられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に保険料を納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、申立人が居住していた市では、申立期間当時、国民年金の加入手続と同時に保険料を収納していたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から同年6月1日まで

私は平成5年6月1日にA社から親会社のB社に転籍した。しかし、厚生年金保険の記録は、同年5月31日にA社で資格喪失し、同年6月1日にB社で資格取得したことになっており、A社の厚生年金保険加入期間が1か月間欠落している。同社での資格喪失日を同年6月1日に訂正し、同年5月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、B社から提出された退職金支給額算定及び雇用保険の記録から、申立人が平成元年9月6日から8年11月15日までA社及びその親会社のB社に継続して勤務し(5年6月1日にA社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成5年5月31日と誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社の退職日は平成19年7月31日であるのに、資格喪失日も同日になっているため、7月分の記録が無いことが分かった。同年8月25日支給の給与支給明細書から厚生年金保険料が控除されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿、A社から提出された賃金台帳及び退職届、並びに雇用保険の記録から、申立人は、平成13年11月1日から19年7月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成19年

7月31日と誤って社会保険事務所(当時)に届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 31 日

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。申立期間のA社の役員賞与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された役員賞与明細書及びA社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により申立期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月31日

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。申立期間のA社の役員賞与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された役員賞与明細書及びA社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、その主張する標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により申立期間の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和19年11月1日に、資格喪失日に係る記録を21年4月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19年11月から20年3月までは70円、同年4月から同年9月までは160円、同年10月及び同年11月は170円、同年12月から21年3月までは180円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から21年4月18日まで

昭和18年5月21日にA社に入社し、申立期間については、人事異動で同社B支店に転勤したが、52年7月に同社を退職するまで継続して勤務した。厚生年金保険料も給与から控除されているはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の人事記録に記載した職員カード及び同社の永年勤続者名簿により、申立人は、同社に継続して勤務（昭和19年11月1日に同社C支店から同社B支店に異動、21年4月18日に同社B支店から同社C支店に異動。）していたことが認められる。

また、申立人と同時期に、A社C支店から同社B支店に異動している同僚4人には、申立期間において同社同支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の昭和19年10月及び21年4月の記録及び職員カードで確認できる昇給の履歴か

ら、19年11月から20年3月までは70円、同年4月から同年9月までは160円、同年10月及び同年11月は170円、同年12月から21年3月までは180円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年11月から21年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 8 月 13 日まで

私は、昭和 52 年 2 月から現在に至るまでB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務している。しかし、59 年 4 月にB社からA社に異動した直後の 4 か月間の被保険者記録が抜けているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在職証明書及びB社の回答から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和59年4月1日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和59年8月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できないが、B社は、A社はB社の関連会社として同年3月に法人登記された事業所であり、申立期間当時の従業員数は申立人を含め6人程度であったとしていることから、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和59年8月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が申立期間における事務手続の誤りを認めている上、申立期間は適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年4月1日）及び資格取得日（同年9月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月1日まで

昭和8年から43年までA社で継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私の学歴や職歴等を記したメモや同年に同社から受けた勤続35年記念の腕時計が残っており、申立期間も勤務していたことは間違いないので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、A社において昭和17年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、20年4月1日に資格を喪失後、同年9月1日に同社において再度資格を取得しており、同年4月から同年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された申立人の人事記録及び申立人が同社から受領したのものとして保有する勤続35年記念の腕時計の刻印から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険被保険者の資格取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険の資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する同名簿は、昭和21年当時、在籍していた被保険者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、当該復元された同名簿における申立人の被保険者記録は、資格喪失日の記載が漏れているなど、社会保険事務所（当時）の申立人に係る記録管理には不備が認められる。

以上の事実を前提にすると、申立期間の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出誤り、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の記入漏れ、同名簿の大規模な焼失等の可能性が考えられるが、同名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も同名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年4月1日）及び資格取得日（同年9月1日）を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和50年4月15日から54年3月31日までA社に勤務していた。同社では50年4月15日から同年8月初めまでは同社C支店で研修し、引き続き8月初めから同社B支店に勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在職期間証明書及び退職者通知書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店で研修後、昭和50年8月1日に同社B支店に配属。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年9月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年4月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月3日から同年5月1日まで

入社から退社まで継続してA社に勤務していたにもかかわらず、同社本社から同社B支店に転勤となった際の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録及び雇用保険の記録から判断して、申立人は同社に継続して勤務し(昭和41年4月3日に同社本社から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和41年5月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料は保管しておらず、申立てどおりの届出を行ったか否かについては不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和30年9月15日、資格喪失日は31年5月5日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和30年7月10日から同年9月15日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和31年5月5日から同年5月20日までの期間について、申立人のB社における資格取得日は同年5月5日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月10日から31年5月20日まで
同じグループ企業内での異動であったため、途中、厚生年金保険被保険者記録が抜けていることに納得できない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、事業主の指示でグループ会社のA社に異動して営業の仕事をしていただと申し立てしているところ、オンライン記録により、申立期間とほぼ同一の期間について、申立人と同姓同名で、同一生年月日の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和30年9月15日資格取得、31年5月5日資格喪失。）が確認できる。

また、申立人のC社からA社への異動に関する経緯、同社での職務内容等に関する証言は具体的である上、当時の同僚が、「申立人は、同社に勤務していた。私の記憶では、申立人はC社からA社に異動し、その後、B社に異動した

と思う。」と証言していることから判断して、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和30年9月15日、資格喪失日は31年5月5日であると認められる。

また、昭和30年9月から31年4月までの標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、1万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和30年7月10日から同年9月15日までの期間については、申立人は、「事業主の指示でC社からA社にグループ間異動したが、給料は、親会社であるB社から出っていたので、自分としては同社から出向していたものと思っていた。」と証言している。

また、当時の同僚は、「申立人と同じ日に、私はC社からB社に異動したが、申立人はC社からA社に異動したと思う。あの当時の同社、C社及びB社は全部で100人ほどの会社であり、申立人が途中で辞めたという話は聞いたことがない。間違いなく継続勤務していたはずだ。」と証言している上、別の同僚は、「申立期間当時、A社には給与計算をする部署が無く、B社まで取りに行っていた。私も、給与は同社から貰っていると思っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務し（昭和30年7月10日にC社からA社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されているものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年9月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、昭和31年5月5日から同年5月20日までの期間については、上記のとおり、複数の同僚が、「申立人は、C社からA社、同社からB社に異動したが、継続勤務していた。」と証言している上、当該期間より前の同年4月20日から、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録が確認できることから、申立人の同社における資格取得日は、同年5月5日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から同年11月20日まで

私が働いていた親会社のA社が昭和44年9月ごろ、新しく子会社のB社を作った。A社の従業員が選任され、B社に配属された。親会社から子会社に配属の際も、休みは全く無かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年11月20日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年8月の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から同年10月1日まで

私は、平成9年9月1日からA社で働き始め、継続して勤務している。同社の担当者に私の年金記録の空白期間について確認でき、1か月分の保険料を納付する旨の返事もらった。賃金台帳と源泉徴収票の写しを提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「平成9年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び「平成9年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人は申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「平成9年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、厚生年金保険の被保険者記録における申立人の資格取得日は、雇用保険の記録、健康保険組合の記録及び厚生年金基金の記録における資格取得日と同じ平成9年10月1日であり、公共職業安定所、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のいずれもが誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和58年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月31日から同年6月1日まで

昭和58年4月1日にA社に入社し、異動はあるものの継続して勤務しており、空白期間が生じるのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合の記録及びA社の証言から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和58年5月31日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険組合の昭和58年5月の記録及びA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の同年6月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したとされていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年7月5日、B社における資格取得日に係る記録を同年7月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る資格喪失日（昭和32年11月26日）及び資格取得日（34年6月5日）を取り消し、申立期間③の標準報酬月額を32年11月から33年9月までは1万8,000円、同年10月から34年5月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月1日から29年9月1日まで
② 昭和32年7月1日から同年9月1日まで
③ 昭和32年11月26日から34年6月5日まで

私は、昭和28年5月から42年7月までA社又はB社で勤務していた。しかし、ねんきん特別便により、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間ではないことが判明した。

私は、確かにA社又はB社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が、「私は昭和31年4月にA社に入社した。同社には二人の代表取締役がいたが、入社後しばらくしてから、それぞれの代表取締役がB社及びC社を設立してA社を分けることになった。その際、私はB社に移ることになったが、会社が代わっても引き続き同じ仕事をしていた。申立人も私と同様に、A社か

らB社に移り継続して勤務していた。」と証言している。

また、商業登記簿により、A社の代表取締役がB社の有限責任社員（同社の代表社員は同人の息子）となっていることが確認できるとともに、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和32年7月1日に被保険者資格を喪失した17人のうち4人は、B社が適用事業所となった同年9月1日に同社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、A社の後継事業所の一つであると認められる。

一方、A社は、昭和32年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、B社は、同年9月1日に適用事業所となっており、申立期間②においてA社及びB社が適用事業所であった記録は確認できないものの、商業登記簿により、A社の解散日は49年10月*日、B社の設立日は32年7月*日であることが確認できる上、上述の同僚の証言により、同社が適用事業所となった同年9月1日に被保険者資格を取得している4人以外にも、当該期間中にA社又はB社で勤務していた者が少なくとも1人は認められることから、A社は、同年7月1日から同年7月5日までの期間、B社は、同年7月5日から9月1日までの期間において、当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてA社及びB社に継続して勤務し（昭和32年7月5日にA社からB社に転籍を伴う異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年9月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は、オンライン記録によると、B社において昭和32年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月26日に資格喪失後、34年6月5日に同社において再度資格を取得しており、32年11月から34年5月までの当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間③にB社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人が当該期間も同社に継続して勤務し、職種や身分等の変更も無かったと証言している上、当該複数の同僚の被保険者記録には欠落期間が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③においてB社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年10月及び34年6月の記録、並びに同僚の記録から、32年11月から33年9月までは1万8,000円、同年10月か

ら34年5月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付したとしているものの、申立期間②については、B社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、また、申立期間③については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、業種Dが厚生年金保険法の適用事業所とされたのは昭和28年9月1日からであるところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は、同年9月1日に適用事業所となったことが確認できる。

また、A社は、昭和32年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった28年9月1日に被保険者資格を取得した複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間①に係る勤務実態をうかがわせる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年3月1日に、資格喪失日に係る記録を50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を49年3月から同年8月までは9万8,000円、同年9月から50年2月までは13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月1日から50年3月1日まで

私はA社C支店に勤務していたが、昭和49年3月1日に同社B支店に転勤となり、同社同支店に50年2月末日まで勤務した。しかし、同社同支店で勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言、申立人から提出されたA社B支店に係る給与明細書、及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和49年3月1日に同社C支店から同社B支店に、50年3月1日に同社同支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、昭和49年3月から同年8月までは9万8,000円、同年9月から50年2月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。また、事業主から申立てどおりに

被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年3月から50年2月までの申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については30万円、申立期間②に係る標準報酬月額記録については、平成16年6月から同年9月までは56万円、同年10月から17年7月までは53万円、同年8月から19年4月までは56万円、同年5月は62万円、同年6月は50万円、同年7月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月から16年3月まで
② 平成16年6月から19年7月まで

私は、A社に平成15年8月から16年4月まで、B社に同年5月から19年8月まで勤務していた。

ねんきん特別便により被保険者期間は確認できたが、標準報酬月額についても確認したいため、社会保険事務所(当時)に年金記録を照会したところ、申立期間に係る標準報酬月額は、給与総支給額に比べ低いことが分かった。

私が保管する給与明細書により、総支給額が申立期間に係る標準報酬月額より高いことが確認できるので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社及びB社における給与明細書により、申立人は申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年8月から16年3月までは30万円、同年6月から同年9月までは56万円、同年10月から17年7月までは53万円、同年8月から19年4月までは56万円、同年5月は62万円、同年6月は50万円、同年7月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、幾度にわたり照会したがA社及びB社の事業主から回答が得られず、申立期間①については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、A社の事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成16年6月から19年7月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主が給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年11月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月18日から39年4月1日まで

私は、定年まで継続してA社に勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、転勤時に5か月の空白期間がある。退職金支給明細書では、この期間も在職として退職金算定期間に含まれている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金支給明細書、A社の人事記録及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年11月18日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年4月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったと手続の誤りを認めていることから、事業主が昭和39年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年11月から39年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年1月まで
私は平成5年11月に勤務先を退職した後、国民年金に加入し保険料を納付していたと思うので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年11月に勤務先を退職したため、厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金に加入し保険料の納付を行っていたと思うとしているが、申立期間の国民年金加入手続に関する記憶は曖昧であり、申立人からの聴取においても、申立期間の国民年金加入手続を行っていたことをうかがえるまでの周辺事情も得られなかった。

また、オンライン記録によると、申立人は平成17年4月に初めて国民年金被保険者資格を取得したとされており、基礎年金番号以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれないことから、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられる。このため、申立人に対して申立期間の保険料に係る納付書も発行されていなかったものと考えられるところ、申立人は申立期間の具体的な保険料の納付方法、納付場所等の記憶も明確ではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成2年6月まで
申立期間当時は、勤務していたA社が厚生年金保険に未加入だったので、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたはずである。
申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳に到達した昭和62年*月から国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金被保険者資格取得手続を行った時期、場所、申立期間の保険料の納付金額等について記憶は無いとしている。

また、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立人が国民年金に加入した事実が確認できないこと、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は平成8年12月29日とされていること、及びオンライン記録上、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は基礎年金番号制度が導入された9年1月1日より後に初めて行われたとみられることから、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から53年7月まで

私は大学生でA市に住んでいたが、20歳になると同時に、私の両親が私の国民年金加入手続をしてくれたと記憶しているので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しており、また、母親は高齢のため国民年金加入手続、申立期間の保険料納付等の状況について確認することはできず、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付の状況は不明である。

さらに、申立人は20歳になると同時に両親が申立人に係る国民年金加入手続を行ったと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年3月ごろにB市で払い出されており、これ以外に申立人に対して別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立人に係る国民年金加入手続はこのころに初めて行われたものとみられる。このことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、両親は申立人の申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、両親が、申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2224 (事案 914 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 56 年 12 月まで

私は、勤めていた会社が倒産した昭和 53 年 10 月、A 市 B 区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、国民健康保険料と一緒にいくらだったかよく覚えていないが、当初は郵送されてきた納付書で同区役所か銀行で納付し、その後、3 か月ごとに同区役所 C 支所で納付していた。当時、保険年金課の窓口の近くの市民税課に勤務していた知り合いの D さんと話したことを記憶している。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、国民年金加入手続をしたとする A 市 B 区役所 C 支所において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、同支所には申立人の被保険者名簿も残存しないこと、また、申立人は、昭和 53 年に同支所で国民年金の加入手続を行い、その後 3 か月に 1 回、1 か月当たり 1,000 円ぐらい納付したと主張しているが、同支所が国民年金を取り扱うようになったのは、54 年 5 月以降である上、当時 (53 年 4 月から 54 年 3 月まで) の保険料月額も 2,730 円であり、申立人の主張とは異なること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、加入手続場所は A 市 B 区役所 C 支所ではなく、同市同区役所であったとし、保険料納付金額は国民健康保険料であり、国民年金保険料額については記憶が無いとする主張に変更した上、申立人が保険料を納付した窓口付近で申立人と会話したとする D さんの証言書を提出しているものの、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせるものとまでは言えないほか、申立

人が同市同区役所で加入手続を行い、申立期間の保険料を同市同区役所、金融機関及び同区役所同支所で納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出は無く、納付金額の記憶等も無いことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月及び13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月及び13年1月

会社退職後の平成13年1月ごろ、A市役所で国民年金加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、同年2月から次の会社に就職することが決まっていたので、国民年金加入期間となる申立期間の保険料を納付書により同市役所で納付した記憶がある。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年1月ごろ、A市役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により同市役所で納付したとしているところ、申立人は、国民年金加入手続時における具体的な状況及び納付金額についてはよく覚えていないとしており、申立人の加入手続及び保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成12年12月21日付けで未加入期間国民年金適用勸奨者とされ、14年8月27日に「未適用者一覧表」が作成されている。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の資格取得年月日には何の記載も無いとしている上、A市においても申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す記録も存在しないとしていることとも符合する。このため、申立期間は国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から51年3月まで

申立期間当時の私の実家は事業所を営んでいて、私に加え、私の母親、兄及び弟二人が国民年金に加入し、保険料は母親が家に来る集金人に納付していた。保険料に充てるお金が入った財布と国民年金手帳の保管場所を知っていたので、母親がいない時には、私が代わりに納付していた。それにもかかわらず、私たち兄弟姉妹に関して兄と次弟の保険料は納付済みとされているのに、私の分が未納とされていることを知り驚いた。しかも、長弟の分に至っては国民年金手帳記号番号すら無いとのことである。

申立期間の保険料は母親か私が納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和43年7月）後に、母親が申立人の国民年金加入手続を行い、保険料は、実家が営む事業所を訪れる集金人に母親か申立人が兄弟の分と共に納付していたとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月に払い出されたと記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたとするA市B区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、申立期間当時から婚姻（57年5月）するまで転居したことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このことから、申立人の国民年金加入手続は昭和51年10月ごろに行われ、その際に、申立人が20歳になった42年*月にさかのぼって資格取得（後日に、

厚生年金保険被保険者期間が判明したため、43年7月資格取得と訂正。)したものと同様に推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和49年7月から51年3月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、さかのぼってまとめて納付したことや金融機関で納付したことは無いとしており、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、母親が不在時には、申立人が国民年金保険料を納付しており、その納付方法については、申立人が婚姻するまで、集金人に納付し国民年金手帳に印を押してもらっていたとしている。しかし、A市では、昭和50年度からは、集金人に納付する場合でも、国民年金手帳による印紙検認方式から領収書を交付する方式に変更されていたとしているほか、集金人制度は申立人の婚姻前の53年度末で廃止されており、申立人の記憶と相違する。

加えて、申立人が、申立期間当時と一緒に国民年金保険料を納付していたとする家族のうち、長弟については、国民年金の資格を取得した記録は無く、申立人の国民年金加入手続が行われたと推定される時期とほぼ同時期の昭和52年1月に、実家が営む事業所で厚生年金保険の資格を取得している。

その上、申立人は、実家が営む事業所に勤務していた元事務員が申立人家族の国民年金保険料の納付状況を承知していると述べているが、その元従業員は、申立期間の前の昭和43年6月に退職しており、申立期間当時の状況は知り得ないほか、申立期間当時に保険料を納付していたとする母親は死亡しており、その状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から56年3月まで

私は、結婚後に母親から、これからは自分で国民年金保険料を納付するようと言われて、自分で納付し始めたことを覚えている。私が会社を退職してからは、両親が私の保険料を納付していたはずであり、私自身も結婚後にA市役所で納付していたので、申立期間に国民年金に加入しておらず、保険料を納付していないとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（昭和51年4月）後に、父親が国民年金の加入手続をしてくれたと思うとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の婚姻（昭和54年12月）後の56年5月に払い出されたと記載されており、申立人は当該国民年金手帳記号番号により、同年4月に任意加入として国民年金の資格を取得している。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住するA市で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は47年1月以降、住民登録の異動は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は56年4月に行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、申立期間のうち婚姻後の期間は、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当する。任意加入の対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできない。このこともあり、申立人の資格取得は昭和56年4月とされており、

婚姻前の期間についても、資格取得した記録は無いことから、加入手続後に申立期間にさかのぼって保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、婚姻後に、母親から言われて自分で国民年金保険料を納付するようになったとしているが、その時期についての明確な記憶は無いほか、昭和56年4月に行われたと推認される加入手続についても、自らが手続したことは無いとしている。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び婚姻前の保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとする両親は死亡しており、その状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から47年3月まで

私は、昭和42年の春、A町で小売業をしていた夫の家族の家に住所を移した。私が20歳になった時、夫の母が、国民年金に入らなければいけないと言ひ、その後、夫の母から、手続に行つて来たよと言われた覚えがあり、その後は、家族と一緒に保険料を納付してくれていたのでは、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（昭和42年*月）になったころ、夫の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ひ、保険料を納付してくれていたとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年1月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には同年1月発行と記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、A町において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は42年3月以降平成17年まで住民登録の異動は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和47年度及び48年度の保険料が昭和50年2月に納付されたとの記載がある。

以上のことから、夫の母親は、昭和50年1月ごろに、申立人の国民年金加入手続を行ひ、その後昭和47年度及び48年度の保険料をさかのぼって納付したものと推認される。このため、申立人は、申立期間当時には国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立

期間の保険料は時効により納付できないが、その当時は、時効となった保険料を納付することができる特例納付の実施期間中であった。しかし、申立人は申立期間の保険料納付に関与しておらず、特例納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ってくれたとする夫の母親は死亡しており、当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 6 日から 36 年 1 月 17 日まで
② 昭和 36 年 1 月 12 日から同年 9 月 13 日まで
③ 昭和 36 年 9 月 15 日から 39 年 1 月 9 日まで

私は脱退手当金裁定請求書を提出して、脱退手当金を受給した記憶は無い。
申立期間について、被保険者として復活させ、年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人が勤務した3事業所の被保険者期間すべてがその計算の基礎とされ、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和39年8月24日に支給決定されているなど、申立期間について一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月1日から46年11月6日まで

私は、昭和43年6月1日にA社に入社し、49年4月30日に退職したが、厚生年金保険の記録が46年11月6日からとなっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主の妻及び同僚の証言から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、商業登記簿によれば、A社は、平成5年8月*日に解散しており、当時の事業主も死亡している上、事業主の妻及び同僚からも、申立人に係る厚生年金保険等の取扱いについては証言が得られない。

また、A社は、昭和46年11月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の最初の資格取得者は、申立人のほか、同社の事業主及びその妻を含めて全員で9人であり、いずれも資格取得日が昭和46年11月6日となっていることが確認できるところ、複数の同僚は、適用事業所となる以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月26日から59年12月 1 日まで

私は、A社で運転手として働いていたが、昭和58年10月から59年11月までの厚生年金保険の記録が抜けている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、同社が倒産した昭和59年10月か11月ぐらいまで、申立人と一緒に同社で勤務し、事業団から未払給与の立替払を受けた旨証言しており、申立人も当該立替払のことを記憶していることから、退職した時期は明らかではないが、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和59年に破産宣告を受け、60年11月*日に破産廃止決定確定しており、当時の事業主及び社会保険事務を担当していた役員は、死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険等の取扱いについて確認できない。

また、A社は、昭和58年10月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できないところ、同社の健康保険厚生年金保険適用事業所台帳によると、「全喪年月日」欄の右隣に「58. 10. 31」と、同社からの全喪届出の受付年月日とみられる記載が認められる。

さらに、昭和58年10月26日までA社の厚生年金保険被保険者資格が確認できる申立人及び同社の代表者を含む15人全員が、同日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる上、この15人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、「喪失58. 11. 1」と社会保険事務所（当時）における喪失届の処理日が記載されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月8日から28年8月1日まで
② 昭和29年10月13日から30年8月1日まで

社会保険庁(当時)の記録では、A社における厚生年金保険被保険者記録が昭和29年4月21日から同年6月25日までの期間となっている。実際は、申立期間①及び②において、同社の正社員として勤務しており、上司及び同僚のことも覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同僚の証言及びOB懇親会の写真から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、複数の同僚は、「昭和27年4月に学校を卒業して入社したが厚生年金保険の加入は28年8月からである。」、「A社には1年半ほど勤務したが厚生年金保険の加入は資格喪失前の5か月のみである。」等と証言していることから、同社では、当時、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、A社は、当時の賃金台帳等の資料は残っていないと回答しており、申立人の申立期間①及び②の保険料控除について確認できない。

さらに、申立期間①及び②のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が無く、健康保険番号に欠番も無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月から26年7月まで
ねんきん特別便の「年金記録のお知らせ」により、A社での厚生年金保険の加入記録が欠落していることを知った。
申立期間については、A社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと主張しているが、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の人事記録、賃金台帳等の資料を確認できない上、同社の関連会社とされるB社も、当時のことは不明であると回答している。

また、申立期間当時、A社で勤務していた同職種の同僚からは、申立人の同社での勤務に係る証言を得ることはできず、申立人のことを知っていたとするB社で勤務していた同僚は、「申立人がいつから勤務していたかは不明。当時は試用期間もあり、非正規職員も若干いたと思う。」と証言しており、申立人のA社における勤務実態は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和26年8月1日にA社の関連会社とされるB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月30日から同年11月 1 日まで

私は、昭和32年 6 月 1 日から同年10月末日までA社に在職しており、最後の給与から同年10月分の厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年10月30日とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に昭和39年 5 月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和29年 4 月から35年 6 月までの間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した31人の被保険者記録を調査したところ、資格喪失日が月初日である者は5人のみであり、残りの26人の資格喪失日は、月末又は月の途中であることから、申立期間当時の同社では、月末退職及び翌月 1 日を資格喪失日とする習慣が無かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「昭和32年10月30日及び同年10月31日は、体調不良により欠勤した。」と述べており、申立期間において勤務実態は無かったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで
新卒でA社に4月から入社したが、厚生年金保険の記録は翌年の8月からなので、調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事資料及び諸給与支払内訳明細書により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された当該明細書によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 47 年 8 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月から30年3月まで

申立期間についてはA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申立内容及び同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚の一人が、「申立期間当時、A社の従業員数は二十数人であった。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は9人のみである上、申立期間前後の昭和24年から31年までの間に同社において資格を取得した者は一人しかおらず、申立人と一緒にB社からA社に転職した同僚についても、申立人と同様に、同社における被保険者記録は確認できないことから、同社においては、申立期間当時、一部の従業員については厚生年金保険被保険者の資格取得手続を行わない取扱いをしていたものと考えられる。

また、A社は昭和31年2月*日に解散しており、申立期間当時の事業主は連絡先が不明で証言が得られないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から 61 年 11 月 1 日まで
私は、給料計算を担当しており、保険料を差し引いて給料の振り込みをしていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職所得申告書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和61年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が勤務する前から勤務していたとする同僚5人及び申立人は、いずれもA社が適用事業所となった昭和61年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該日に資格取得した複数の同僚は、「就職した時は、同社は厚生年金保険に加入していなかった。後に加入する際に、事業主から説明を受けた。」と証言している。

さらに、A社は平成21年4月*日に廃業しており、当時の事業主は死亡していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について確認できない。

加えて、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 9 月 7 日まで
同じグループ会社間の異動であったため、途中で厚生年金保険の被保険者期間が欠けていることに納得できない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び退職所得の源泉徴収票・特別徴収票により、申立人は、申立期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和 54 年 9 月 7 日以前からB社に勤務していたと申立人が述べる同僚は、「私は、申立人と同じようにいったんC社を辞めて、間を置かずにB社に入社したが、グループ会社間といっても、C社からB社への出向という制度は無かったと思う。」と証言している上、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同じく同年 9 月 7 日であることが確認できる。

また、健康保険組合は、B社における申立人の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者記録と同じ昭和 54 年 9 月 7 日であり、申立期間における被保険者記録は確認できないと回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、C社を昭和 54 年 3 月 31 日に離職し、B社において同年 9 月 1 日に資格取得しており、申立人のオンライン記録とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年7月まで

申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書の報酬月額よりも低い額になっているので、報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書により、申立期間に係る報酬額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 4 月 20 日まで
② 昭和 33 年 7 月 15 日から 35 年 7 月 13 日まで

中学を卒業したのは昭和 31 年 3 月であるが、怪我の治療により、1 年 5 か月後に入社したのに、社会保険事務所（当時）から送付されてきた回答書は年月が異なっている。申立期間について、正しい厚生年金保険の被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、申立人は、A社において昭和 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34 年 4 月 20 日に資格を喪失していることが確認できるところ、申立人は、資格取得日及び資格喪失日が 1 年間違っており、32 年 8 月 1 日から同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和 33 年 8 月 1 日に資格取得し、34 年 4 月 20 日に資格喪失した旨の記録が確認できる上、同社における厚生年金保険の記号番号が、申立人と同日付けで資格取得している同僚 2 人と連番で、33 年 8 月 15 日に払い出されていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時のデータは保存しておらず、厚生年金保険の事務手続などについては何も分からない。」と回答している。

さらに、A社において申立人と同日付けで資格取得している同僚 2 人のうち、1 人は既に死亡しており、別の 1 人は連絡先不明のため、申立人の入社時期を特定できる証言は得られない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間②について、オンライン記録により、申立人は、B社において昭和 34 年 7 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36 年 8 月 15 日に資格を喪失していることが確認できるところ、申立人は、資格取得日及び資格喪失日が 1 年間違っており、33 年 7 月 15 日から同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和34年7月15日に資格取得し、36年8月15日に資格喪失した旨の記録が確認できる上、同社における厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、同日付けで同僚3人と連番で払い出されていることが確認できる。

また、B社は、「申立期間当時の厚生年金保険の事務手続などについては不明である。」と回答している。

さらに、B社において申立人と同日付けで資格取得している同僚からも、申立人の入社時期を特定できる証言は得られない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 5 日から 41 年 1 月 1 日まで

A社の臨時建設員として勤務した同社B支店と同社C支店の厚生年金保険の被保険者記録があつて、同社D支店で臨時建設員として勤務していた間の被保険者記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び複数の同僚の証言から、申立人が、A社D支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社D支店は、昭和 41 年 1 月 1 日に同社C支店として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であつた記録は確認できない。

また、A社によれば、同社D支店は昭和 40 年 12 月 * 日に同社C支店として認可されるまで、建設所としての認可がおりず、また、社会保険事務所（当時）への適用事業所の届出が遅れたため、申立期間において適用事業所とならなかつた。そのため、申立人を含めた臨時建設員は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格を取得しておらず、申立期間の給与から厚生年金保険料も控除していなかつたと回答している。

さらに、申立人と同じ臨時建設員として勤務していたとする同僚 4 人は、いずれも申立人と同様に、A社C支店において昭和 41 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得していることは確認できるが、同社D支店に勤務していた申立期間当時の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間における雇用保険の記録も確認できず、A社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立期間（資格取得者 42 人）に申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 39 年 1 月まで
② 昭和 40 年 2 月から同年 7 月まで

私はA社では受付業務、B社では営業をしていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚を記憶していることから、時期は明らかではないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 39 年 12 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社によれば、申立期間①当時の資料は無く、当時を知る人もいないが、会社が社会保険の適用を受ける前であるため、厚生年金保険料を給与から控除していないと考えられるとしている。

さらに、申立人が名前を挙げた上述の同僚は、連絡先不明で周辺事情を調査できない。

申立期間②について、申立人は、B社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚を記憶していることから、時期は明らかではないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、昭和 42 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社は、昭和 58 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によれば、62 年 1 月 * 日に解散している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた上述の同僚は、協力を得られず周辺事情を調査できない。

加えて、申立期間②について、申立人に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月31日から28年3月1日まで
私のA社の被保険者期間は、昭和27年4月1日から同年10月31日までとされているが、申立期間の被保険者記録が無いのは納得できない。
したがって、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の次に勤務したB社が保管している申立人に係る労働者名簿によると、申立人のA社における在籍期間は、昭和26年9月から27年10月までであったことが確認できるとともに、当該労働者名簿及び雇用保険の記録によると、申立人のB社における入社日は28年1月22日とされており、申立期間のうち、27年10月31日から28年1月21日までの期間に係る申立人の勤務実態は確認できないところ、申立人は、「A社を退職してからB社に入社するまで、少し期間があったかもしれない。」としている。

また、申立期間のうち、昭和28年1月22日から同年3月1日までの期間については、B社が保管している健康保険厚生年金保険資格取得届の写しにより、申立人の資格取得日は同年3月1日であったことが確認できるとともに、同社保管の労働者名簿及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含めた複数の同僚に、入社時期と資格取得時期に数か月の開きがあることが確認できることから、申立期間当時、同社においては入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

さらに、A社は、平成16年6月に全喪し、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人が名前を記憶している3人を含めて、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間における同社での勤務実態をうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで
私は、平成 4 年 3 月から 10 年 7 月まで A 社で勤務していたが、私が保管している給料支払明細書に記載されている支給額に見合う標準報酬月額が、社会保険庁(当時)に記載されている標準報酬月額より高いことが確認できる。したがって、申立期間について、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 4 年 3 月分及び 6 年 6 月分の給料支払明細書に記載されている支給額によると、申立人が主張するとおり、当該支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料支払明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人から給料支払明細書が提出されていない期間について、A 社の同僚が保管している平成 3 年 7 月、8 年 11 月、9 年 7 月及び 10 年 7 月の給料支払明細書を確認したが、いずれの月も申立人と同様に、同僚も給与の支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか、保険料控除額に見合う標準報酬月額の方が低いことが確認できる。

さらに、A 社では、申立期間当時の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険

料控除を確認できる資料については、保存期間経過のため現存しないとしている。

このほか、申立期間について、申立人の標準報酬月額記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3515

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月13日から33年9月1日まで

私は、A社に昭和32年8月19日に入社し、33年8月末まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者期間は昭和32年8月19日から同年9月13日までの1か月しかないことが分かった。

A社には1年以上継続して勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚のB氏に誘われ、同氏と一緒にA社に入社したが同氏より先に退職したとしているところ、同氏の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和33年6月9日であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和32年9月13日から33年6月8日までの期間についても、当該期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚2人に聴取したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

さらに、当該同僚2人は、いずれもA社は短期間で辞める人も多かったので、従業員のほとんどが厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと証言しているところ、申立人が記憶している同僚4人のうち3人について、申立期間における同社の被保険者記録が確認できない。

加えて、A社は、昭和41年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月から同年 10 月 5 日まで
② 昭和 32 年 9 月から同年 11 月 3 日まで

私は、毎年 9 月から A 社で働き始めて、6 か月間以上は勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者となっていないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当時の同僚が申立人と A 社で一緒に仕事をしていたと証言していることから、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該同僚は、A 社で申立人と同月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるどころ、「毎年、7 月ぐらいから同社で勤務していたと記憶しているが、自分も厚生年金保険の被保険者期間が 6 か月間に満たない年がある。」としている。

また、事業主は、「申立人の記録に関する資料は保存していないものの、社員の勤務開始は毎年 9 月前後で、9 月からと決まっておらず、勤務終了も製造が終了次第、退職させていた。」と回答している。

さらに、複数の同僚の被保険者資格取得月は、必ずしも申立人が主張する 9 月ではなく、毎年 9 月から 11 月の間で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、被保険者期間が 6 か月未満の年があり、申立人と同様の取扱いとなっていることが確認できる。

加えて、申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和 30 年 10 月 5 日であることが確認できるとともに、申立期間②に

ついて、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も 32 年 11 月 3 日であることが確認でき、同日に資格取得している同僚と連番で払い出されていることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な状況は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月から27年7月まで

私は、昭和21年6月から27年7月まで、期間は不明だが、A社及びB社に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の資料は無いので、申立人が勤務していたことは確認できないが、中途入社社員は、社会保険に加入していなかった。」と回答している。

また、申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

一方、B社の同僚は、「申立人は、自分が入社した昭和22年4月時点では、既に同社の食堂及び事業主宅に勤務していた。いつまで勤務していたか具体的には分からない。」と証言していることから、申立人は、当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該同僚は、「事業主宅等で勤務していた申立人は、正社員ではなく、厚生年金保険被保険者の資格を取得していなかったと思う。」と証言している。

また、B社は合併されている上、当時の事業主は他界しており、当該事業主の息子に照会したところ、「同社に関する資料は無く、申立人の勤務を確認できない。」と回答している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録は一致しており、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人のA社及びB社での勤務期間に係る記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月31日から31年10月1日まで

私は、A社に昭和29年4月1日から31年9月末日まで勤務したにもかかわらず、同社の資格喪失日が、30年10月31日となっているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職後に入社したB社の職員名簿により、申立人は、昭和30年10月19日にA社を退職し、同年10月20日にB社に臨時作業員（時間制要員）として配属された後、31年10月1日に試用員に採用され、同年12月1日に正社員となっていることが確認できることから、申立人は申立期間において同社に臨時作業員（時間制要員）として勤務していたことが認められる。

また、B社の総務担当者は、臨時作業員（時間制要員）は、正社員よりも勤務時間が短いこともあって厚生年金保険被保険者の資格を取得しておらず、試用員及び正社員となってから資格取得していた旨証言している。

さらに、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）とオンライン記録の資格喪失日は一致している。

加えて、A社は、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる関連資料は保管していないと回答している上、申立期間当時の経理責任者は既に他界しており証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月27日から33年4月1日まで
② 昭和34年1月20日から36年4月1日まで
③ 昭和40年1月20日から41年5月1日まで

私は、昭和32年3月に高校を卒業し、すぐにA社で勤務し、約4年勤めた記憶があるにもかかわらず、厚生年金保険の記録は9か月しかないことに納得できない。B社では39年5月4日の入社から約2年勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が40年1月20日になっている。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の慰安旅行の写真（昭和32年3月27日の日付）及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と連番で厚生年金保険被保険者の記号番号が払い出された同僚（昭和33年4月1日資格取得）は、A社は入社後すぐに厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった旨証言しており、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と同じく昭和33年4月1日と記載されている。

申立期間②について、A社の元事業主は、「私が入社した昭和34年9月ごろには申立人は勤務していなかった。」と回答している。

また、A社の申立期間当時の事業主及び経理担当者は、既に他界しているた

め証言を得ることができない上、同社は、申立期間に係る関連資料は保管しておらず、厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、複数の同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

申立期間③について、申立人は、「B社C支店の食品部門の開設後、約2年間勤務していた。」と主張しているものの、申立人が自分の退職時に勤務していたと記憶する同僚は、「私は、昭和40年に他店に異動した。申立人は商売の勉強のため、2、3年の勤務という話で入社したが、1年ぐらいで退職したことを覚えている。」と証言している。

また、B社は、既に清算終了しており、同社の当時の事業主及び経理担当者は、既に他界しているため証言を得ることはできない上、同社の後継会社は、「当時の関係資料は保存していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答している。

さらに、申立人は当該期間において国民年金に加入しており、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月15日から30年1月1日まで

私は、昭和29年3月から9か月間、A社に勤務した。同年12月に同社の忘年会に出席した時の写真を証拠として提出する。同年7月15日で被保険者記録が切れているのは、何かの間違いであると思うので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年12月の時点でA社に勤務していた証拠として、同社の忘年会の写真を提出しているが、当該写真に写っている同僚11人のうち2人は、同年12月以前に同社の被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、申立人が同社退職後に手紙をもらったと記憶しているほかの同僚も、同年12月以前に資格喪失していることが確認できる上、申立人が同年12月であったと主張している同社事業主の親族の婚礼道具披露の時期について、同社事業主の親族は28年に行ったとしている。

また、申立人は、A社に9か月間勤務したと主張しているが、複数の同僚に聴取しても、申立人の主張を裏付ける証言を得ることができない。

さらに、A社は、申立期間に係る関連資料は保管しておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している上、当時の事業主及びその妻は、既に他界しており証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から同年5月16日まで

私はA社に平成11年4月1日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年5月16日となっている。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された雇用契約書及び同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、申立期間において国民年金第3号被保険者記録（平成11年1月30日資格取得、同年5月16日資格喪失）が確認できる上、申立人の健康保険組合の記録、雇用保険被保険者記録及び厚生年金保険被保険者記録の資格取得日は、すべて同年5月16日となっている。

また、A社から提出された賃金台帳及び事業主の回答から、同社の厚生年金保険料は当月控除であることがうかがえるところ、当該賃金台帳によれば、申立人は、平成11年4月の給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

さらに、同僚は、A社に入社した後、約1か月半は試用期間があった旨回答しているところ、事業主は、「同社においては、約1か月半の試用期間があり、試用期間が終了後、従業員との面談を行い、雇用の継続を確認した上で、厚生年金保険の被保険者資格取得手続をしていた。」と証言していることから、申立人が平成11年4月1日に同社に入社し、約1か月半の試用期間が終了した後、同年5月16日に厚生年金保険の被保険者資格取得手続がなされたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から42年10月30日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みと言われた。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無く納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年1月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月16日から同年7月11日まで

厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、私は、申立期間及び申立期間前に勤務していた事業所に係る脱退手当金を昭和42年11月28日に受給したとされていることが分かった。

しかし、私は、申立期間前に勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者期間については、結婚退職した昭和41年11月ごろに脱退手当金を受給した記憶はあるが、その後は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間前の昭和41年11月ごろに受給したと主張しているが、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。